

都道府県社会福祉協議会による生活福祉資金貸付について

- 都道府県社会福祉協議会では、低所得者などの生活を経済的に支えること等を目的として、それぞれの世帯の状況と必要に応じた資金の貸付を行っており、出産に必要な経費についても、貸付の対象となっています。
- 申請手続等については、**お住まいの市区町村の社会福祉協議会にお問い合わせいただくようお願いします。**

◇生活福祉資金貸付制度(出産費用の貸付)の概要

1. 貸付の概要

- ① 対象者：低所得者世帯（市町村民税非課税世帯程度）で、他からの借入が困難な場合で、かつ貸付審査により返済の見込みがあると判断された世帯
- ② 貸付上限額：500,000円
- ③ 返済期間：3年以内（据置期間6か月以内）
- ④ 連帯保証人：原則必要
- ⑤ 利子：無利子（**保証人無しの場合は、年1.5%**）

2. 申込方法

お住まいの市区町村の社会福祉協議会にご相談の上、必要事項をご記入いただいた「借入申込書」に必要な書類を添付して、**市区町村社会福祉協議会（または民生委員）**にお申し込み下さい。

※ 「借入申込書」その他の必要書類については、お住まいの市区町村の社会福祉協議会にお問い合わせ下さい。

※ **申込から資金交付まで1ヶ月程度かかる場合があります。お早めにご相談下さい。**

3. 返済方法

原則、月賦返済です。